

第1回長崎県県庁舎整備懇話会資料

県庁舎及び警察本部庁舎の現状について

～ 現庁舎が抱える課題 ～

平成20年7月12日

長 崎 県

目 次

現庁舎が抱える課題とその解決	1
1 現庁舎が抱える課題 ~分散化・狭隘化・老朽化の進行~	1
(1) 現庁舎の現状	
(2) 課題解決に向けた検討の経緯	
2 現庁舎が抱える課題 ~防災機能の確保~	21
(1) 耐震化の緊急性	
(2) 長崎県における地震の想定	
(3) 現庁舎の耐震性の問題	
(4) 地震災害発生時における防災拠点施設としての県庁舎等の役割	
3 課題の検証	30

現庁舎が抱える課題とその解決

1 現庁舎が抱える課題 ～ 分散化・狭隘化・老朽化の進行 ～

(1) 現庁舎の現状

現在の庁舎は、県庁舎が昭和28年、警察本部庁舎が昭和29年に建設されて以来、行政ニーズの拡大等に伴い事務量が増大し、狭隘化が進むとともに、今日においては、県庁舎が14棟に、警察本部庁舎が7棟に分散し、駐車場も不足するなど、県民に対する行政サービスの向上や行政の効率的な運営を図るうえで、様々な支障をきたしています。

県民サービス上の課題

(ア) 庁舎の分散化による影響

現在、県庁舎については、長崎市内に6地区14棟、警察本部については、同じく3地区7棟に庁舎が分散しており、県庁舎と警察本部庁舎を合わせて、民間庁舎や会議室等の借上げ費用が年間約2億円にのぼっています。

この結果、執務室も部局ごとに集約することができず、効率的な事務執行に支障をきたすという執務機能上の問題に加え、来庁者がどこに課室が配置されているか非常にわかりにくいといった県民の利便性の面でも課題を有する状況となっています。

庁舎の分散化の状況

年 度	県庁舎	警察本部	合 計	摘 要
現 在	14 (5)	7 (2)	21 (7)	
昭63	7 (1)	2 (0)	9 (1)	「長崎県県庁舎建設整備基金条例」の制定

()は、借上げ庁舎数、内数

庁舎ごとの所属配置と職員数（平成20年度）

〔県庁舎〕

（単位：人）

区分	庁舎	配置されている所属	職員数
県有庁舎	本館	（下記以外の所属）	946
	第1別館		440
	第2別館	福祉保健部の一部	33
	第3別館	（会議室等）	0
	新別館	防災危機管理監、教育庁	232
	大波止ビル	文化・スポーツ振興部 教育庁の一部	86
	長崎交通産業ビル	県民生活部の一部	8
	出島交流会館	企業振興・立地推進本部 県民生活部の一部	21
	商工会館ビル	労働委員会	10
借上げ庁舎	日本生命ビル	環境部、県民生活部 福祉保健部の一部、病院局	194
	第一森谷ビル	教育庁の一部	48
	第二森谷ビル	監査事務局	18
	橋本商会ビル	観光振興推進本部 物産流通推進本部	46
	江戸町センタービル	人事委員会事務局	15
合 計			2,097

〔警察本部庁舎〕

区分	庁舎	配置されている所属	職員数
県有庁舎	本部庁舎	（下記以外の所属）	595
	県庁新別館	生活安全部の一部	20
	松ヶ枝別館	刑事・交通・警備部の一部	84
	大浦別館	（会議室等）	0
	矢上交番	生活安全・刑事部の一部	60
借上げ庁舎	日本生命ビル新館	警務部の一部	36
	第一森谷ビル	警務部の一部	15
合 計			810

庁舎の分散状況



庁舎等の借上げに要する費用（平成20年度）

（単位：千円）

区分	県庁舎	警察本部	合計
庁舎借上	145,011	15,124	160,135
会議室借上	33,973	0	33,973
駐車場借上	0	3,629	3,629
合計	178,984	18,753	197,737

会議室借上は、直近の5ヶ年平均

(イ) 庁舎の狭隘化による影響

現庁舎のロビーや廊下など共有部分を含む職員一人あたりの延べ床面積は、県庁舎が16.9㎡、警察本部庁舎が20.1㎡しかなく、九州他県の平均と比べ大きく下回っています。

職員の執務室が非常に狭いために、多くのキャビネット等が廊下に配置され、来庁者の通行の妨げとなっているほか、緊急時の避難経路の確保上も問題が生じかねない状況です。

また、来庁者の待合室や各執務室での応接スペースも十分に確保されておらず、玄関ホールには約30人分の椅子しか配置されていないため、その狭いスペースで待機せざるを得ないなど、来庁者に多大な不便をかけています。

さらに、会議室が十分ではなく各種会議のための会場確保が庁舎内では難しいために、1年を通じて多くの会議が県庁舎周辺の会議室を借り上げて開催されており、その借上げのために多額の費用を要しています。

このように、現庁舎の狭隘化により、県民サービスや効率的な行政運営の面で多大な支障をきたしています。

職員1人あたりの延べ床面積（共用部分を含む）

区 分	県 庁 舎	警 察 本 部
長 崎 県	16.9 ㎡	20.1 ㎡
九州他県平均	25.3 ㎡	25.3 ㎡
福 岡 県	23.4 ㎡	21.0 ㎡
佐 賀 県	22.9 ㎡	21.1 ㎡
熊 本 県	25.3 ㎡	35.4 ㎡
大 分 県	25.7 ㎡	19.6 ㎡
宮 崎 県	26.1 ㎡	29.4 ㎡
鹿 児 島 県	27.7 ㎡	27.8 ㎡
沖 縄 県	25.9 ㎡	23.1 ㎡

県庁舎分は行政のみ（議会を含まない。）

〔狭隘化の状況〕

県庁舎



十分な通路が確保できない執務室



両側にキャビネットが置かれた廊下



30人分の椅子しかない玄関ロビー

警察本部庁舎



十分な通路が確保できない執務室

(ウ) 駐車場不足による影響

敷地内に十分な駐車場スペースがないため、来庁者が利用できる駐車場は慢性的に不足している状況です。

県庁舎に103台分、警察本部庁舎にあってはわずか4台分で、合わせて107台分しかなく、これは、九州他県の平均の317台を大きく下回っています。

そのため、県庁舎の来庁者用駐車場は、常時満車状態で、混雑時にはかなりの台数の駐車待ちが生じており、来庁者の中には、周辺の民間の有料駐車場を利用せざるを得ない方もでています。

来庁者用駐車場の状況

区 分	県 庁 舎	警 察 本 部	合 計
長 崎 県	103台	4台	107台
九州他県平均	-	-	317台
福 岡 県	-	-	301台
佐 賀 県	-	-	304台
熊 本 県	-	-	568台
大 分 県	-	-	54台
宮 崎 県	-	-	236台
鹿 児 島 県	-	-	537台
沖 縄 県	-	-	216台

九州他県平均は、県庁舎と警察本部が共同使用の県もあるため合計のみ



多くの駐車待ちがある
県庁舎の来庁者駐車場



わずか4台分しかない
警察本部庁舎の来庁者駐車場

現庁舎の老朽化の進行

現庁舎は、県庁舎が昭和28年、警察本部庁舎が昭和29年に建設され、建設後約55年を経過しているため、外壁をはじめ給排水や空調設備など庁舎全体の老朽化が激しく、毎年、施設や設備の改修を行う必要が生じており、そのために、最近5年間で4億円を超える多額の費用を要しています。

また、階段と廊下を区画する防火扉等の防火設備が現行の基準に適合していないなどの課題も抱えています。

さらに、「2 県庁舎が抱える課題 ～ 防災機能の確保 ～」で詳しく述べますが、現庁舎は、耐震性に欠けているため、近年多発する地震災害等の災害時には、防災拠点施設としての機能を十分に発揮することができなくなることが予想されます。

現庁舎の老朽化による改修に要した費用

(単位：千円)

年 度	県 庁 舎	警 察 本 部	合 計
平成15年度	46,810	22,518	69,328
16年度	46,962	24,566	71,528
17年度	35,063	33,888	68,951
18年度	87,289	11,477	98,766
19年度	81,659	20,603	102,262
5年間合計	297,783	113,052	410,835
1年あたり平均	59,557	22,610	82,167

〔老朽化の状況〕

県庁舎



時計塔内天井のひび割れ



エレベーター機械室内のひび割れ



屋外に露出した配線



屋外に露出した配管

警察本部庁舎



庁舎内壁のひび割れ



庁舎内壁からの雨漏り

県議会の運営上の課題

現在、県議会には、6 常任委員会と3 特別委員会、及び議会運営委員会が設置されており、使用できる委員会室は、議会運営委員会室を含め2 室のみとなっているため、年4 回の定例県議会の開会期間中は、知事部局が所管する会議室を県議会用として長期間確保し使用しています。また、決算特別委員会など閉会中の委員会開催についても同じ状況です。

このように、全委員会を同時に開催するための会議室を確保できないこともあって、常任委員会は、3 委員会ずつ前半と後半に分割して開催されています。また、県民のための傍聴席のスペースも十分に確保できない状況にあるなど、庁舎の狭隘化は、県議会の効率的かつ円滑な運営を図る上での課題があります。

なお、県議会においては、現在、議会機能を強化するため、議員全員による予算特別委員会や決算特別委員会の設置などが論議されており、これらの推移を見極めながら、検討を進めていく必要があります。

議会会議室以外での委員会の開催状況等（平成19年度）

区 分	開催回数	述べ日数
常任委員会	18 回	36 日
特別委員会	6 回	15 日
合 計	24 回	51 日

庁舎等の現況

項目	県庁舎	警察本部
建設年次	本館 昭和28年3月建設 (建築後55年経過) 6階部分 昭和38年8月増築 第1別館 昭和42年7月建設 (建築後41年経過)	本部庁舎 昭和29年12月建設 (建築後53年経過) 昭和36年以降4回増築
延床面積	県有庁舎 33,560㎡ ・本館、第1別館～第3別館 ・新別館 ・大波止ビル(3・7・8階) ・長崎交通産業ビル(4階) ・出島交流会館(3・6・7階) ・長崎商工会館(9階) 借上げ庁舎 3,895㎡ ・日本生命ビル(1～6階) ・第一森谷ビル(4・7階) ・第二森谷ビル(3階) ・橋本商会ビル(6～8階) ・江戸町センタービル(3階) + 合計 37,455㎡	県有庁舎 15,863㎡ ・本部庁舎 ・松ヶ枝別館 ・大浦別館 ・矢上交番 ・県庁新別館(9階) 借上げ庁舎 446㎡ ・日本生命ビル新館(7階) ・第一森谷ビル(5階) + 合計 16,309㎡
一人あたり延床面積	16.9㎡(行政のみ) 九州他県 ・平均 25.3㎡ ・最高 27.7㎡ ・最低 22.9㎡	20.1㎡ 九州他県 ・平均 25.3㎡ ・最高 35.4㎡ ・最低 19.6㎡
庁舎の分散状況	江戸町地区 5棟 ・本館 ・第1～第3別館 ・江戸町センタービル (人事委員会事務局) 万才町地区 3棟 ・県庁新別館 (防災危機管理監 教育庁) ・日本生命ビル (環境部、県民生活部 福祉保健部の一部 病院局) ・第一森谷ビル(教育庁の一部)	万才町地区 4棟 ・本部庁舎 ・県庁新別館 (生活安全部の一部) ・日本生命ビル新館 (警務部の一部) ・第一森谷ビル (警務部の一部) 松ヶ枝地区 2棟 ・松ヶ枝別館 (刑事・交通・警備部の一部) ・大浦別館 (各部共通会議室等)

<p>庁舎の 分散状況 (つづき)</p>	<p>元船町地区 3棟 ・大波止ビル 〔文化・スポーツ振興部〕 〔教育庁の一部〕 ・第二森谷ビル (監査事務局) ・橋本商会ビル 〔観光振興推進本部〕 〔物産流通推進本部〕 出島町地区 1棟 ・出島交流会館 〔企業振興・立地推進本部〕 〔県民生活部の一部〕 桜町地区 1棟 ・長崎商工会館 (労働委員会) 大黒町地区 1棟 ・長崎交通産業ビル (県民生活部の一部)</p>	<p>東長崎地区 1棟 ・矢上交番 (生活安全・刑事部の一部)</p>
<p>借上げ 庁舎等</p>	<p>日本生命ビル(1～6階) 第一森谷ビル(4・7階) 第二森谷ビル(3階) 橋本商会ビル(6～8階) 江戸町センタービル(3階)</p>	<p>日本生命ビル新館(7階) 第一森谷ビル(5階)</p>
<p>必要経費</p>	<p>庁舎借上げ費 145百万円/年 会議室借上げ費 34百万円/年 老朽化による改修費 60百万円/年 <hr/> 合計 239百万円/年</p>	<p>庁舎借上げ費 15百万円/年 駐車場借上げ費 4百万円/年 老朽化による改修費 23百万円/年 <hr/> 合計 42百万円/年</p>
<p>駐車場</p>	<p>〔来庁者駐車場〕 本庁舎保管 103台 九州他県 ・平均 317台 ・最高 568台 ・最低 54台 〔他の駐車場〕 公用車(本庁舎保管) 63台 議員用(") 15台 記者用(") 7台 職員用等(") 34台 〔合計〕 222台</p>	<p>〔公用車駐車場〕 本部庁舎保管 55台 分庁舎保管 83台 民間駐車場借上げ 14台 <hr/> 計 152台 九州他県 ・平均 159台 ・最高 246台 ・最低 70台 〔他の駐車場〕 来庁者(本部庁舎保管) 4台 記者用(") 2台 〔合計〕 158台</p>

(2) 課題解決に向けた検討の経緯

県庁舎については、かねてから、行政ニーズの拡大等に伴い事務量が増大し、分散化と狭隘化による県民サービスの低下が指摘される中、県議会においても、昭和46年には「庁舎建設特別委員会」が、昭和60年7月には議会運営委員会に県庁舎の建設問題を扱う小委員会がそれぞれ設置されました。また、平成元年3月には県庁舎を建設する財源を積み立てるための基金条例について審議されたほか、さらに、平成8年2月には「県庁舎建設特別委員会」が再び設置されるなど、長年にわたり、繰り返しこの問題についての議論が重ねられてきました。

こうした動きと呼応して、県においても、平成6年12月に民間有識者等からなる「県庁舎建設懇談会」を設置するなどして検討を深め、平成8年5月の同懇談会の知事への提言や上記の県議会特別委員会の議論等を踏まえて、前知事が県議会で建設場所を表明した上で、埋立事業を進めてきました。

県議会「庁舎建設特別委員会」での審議

昭和46年当時、行政事務の細分化と事務量の増大に伴い、県庁舎は著しく狭隘となり、一部事務室を借上げるなどして8棟に分散し、行政の推進に支障をきたしている状況にありました。

そのような中、昭和46年12月には庁舎建設の問題について審議するため、県議会に「庁舎建設特別委員会」が設置されました。

委員会では、主に議会棟の建設についての活発な議論が行われていたところですが、昭和48年の石油危機により日本経済が大きな打撃を受ける状況の中で、昭和49年3月、検討を一時中止することとし、同委員会は廃止されました。

「県庁舎建設整備基金条例」の制定

その後も、県議会においては、昭和60年7月から昭和61年12月までの間、議会運営委員会の中に県庁舎問題を扱う小委員会を設置されるなど、引き続き、県庁舎の建設についての議論が行われていましたが、昭和63年当時も、県庁舎が7棟、警察本部庁舎が2棟に分散するなど、狭隘化と分散化による県民サービスの低下という課題は依然として解決されないままとなっており、県庁舎建設の必要性が指摘されていました。

そのような中、庁舎を建設する場合は、多額の費用を要することから、昭和63年の定例県議会において、庁舎建設のための基金創設を求める意見が相次いで出され、これらを踏まえ、前知事が、同年第4回定例県議会において、基金創設に向けて検討することを表明しました。

このような議論を背景に、平成元年第1回定例県議会において、県庁舎建設の財源に充てることを目的として、「長崎県県庁舎建設整備基金条例」が議決され、前知事も同議会において、「21世紀は新庁舎で迎えたい。」との考え方を示し、基金の積み立てを始めました。同基金の残高は、平成19年度末現在で約368億円にのぼっています。

なお、平成15年度以降、新たな積立ては行っていませんが、これは、当時、合併市町に交付する市町村合併支援特別交付金の財源として市町村合併まちづくり支援基金を早急に造成する必要があったことなどから、県庁舎建設整備基金の新規積立ての財源を振り替えたことによるもので、現在は、運用益のみを積立てています。

県庁舎建設整備基金の状況

平成19年度末残高 36,808,007千円

「長崎県県庁舎建設懇談会」からの提言

県庁舎建設のスケジュールについては、平成2年第2回定例県議会において、前知事が、「基本構想を平成5年頃に策定し、6年が基本設計、実施設計が7～8年、着工が9年、平成11年までにはできあがると思う。」と答弁しており、また、平成3年第1回定例県議会においては、「懇談会は平成5年度の初めに設置する。」と答弁しています。

このように、当初の計画では平成5年度には基本構想を策定することとなっていました。が、雲仙岳噴火災害の復旧・復興事業が本格化することもあり、平成5年第1回定例県議会において、前知事が「県庁舎建設の基本構想については、平成6年度以降の早い時期に策定することとした。」と延期を表明しました。

その後、県議会においては、県庁舎建設についての活発な議論が行われ、特に、県庁舎建設に向けた基本構想の早期策定を求める多くの意見が出されました。

このような議論を背景に、平成6年12月、県庁舎の基本的在り方等について、広く県民の方々のご意見を聴くために、県として民間有識者等からなる「長崎県県庁舎建設懇談会」を設置しました。

この懇談会では、1年7ヶ月にわたり、県庁舎のあるべき姿をはじめ、規模、機能、建設場所などについての活発な議論が行われ、平成8年5月に「新庁舎の建設場所については、現在地を基本とするが、魚市跡地や行政区域を越えて新たな発想をすべきとの議論もあり、県民の理解を得るため、警察棟の建設場所や仮庁舎の問題、さらに建設コスト等の問題を含めて、十分なる検討を加えて決定されることを希望する。」等を内容とする提言を取りまとめ、県に提出されたところであります。

県議会「県庁舎建設特別委員会」の委員長報告

民間の懇談会での審議が進む中で、県議会においても、県庁舎建設について議会としての意見を審議する必要があるとの考えから、平成8年第1回定例県議会において、「県庁舎建設特別委員会」が設置されました。

この委員会では、7回の委員会審議と3回の委員会視察を重ね、県庁舎が狭隘化や分散化等の問題を抱える中で、いかにすれば複雑多様化する行政ニーズに応え、県勢の活性化のシンボルとして県民の期待に応えることのできる、最もふさわしい庁舎となるかという問題意識の下、県庁舎のあるべき姿や建設規模、機能、建設場所などについて、活発な議論が行われました。

議論の結果は、平成9年第1回定例県議会において、委員長から報告がなされたところですが、その中で建設場所についても言及されています。すなわち、「県庁舎の建設場所としては、長崎市の長崎魚市跡地を建設候補地とする意見が大勢を占めた。」、また「一方、県央地域は長崎県全体を考えたときに、県下各地域からの交通の利便性に優れ、土地の余裕があり、将来的に歴史や文化をつくっていくことに適しているので、諫早市や大村市を建設候補地として推す意見もあった。」ということでした。

県知事の県議会での表明

上記のような県議会での議論の経過を踏まえて、新庁舎建設に関する県としての基本方針の検討が行われました。

建設場所については、現在地をはじめ、長崎魚市跡地、諫早市の総合農林試験場、大村市の運転免許試験場等を候補地として検討が進められました。

その結果、現在地については、庁舎敷地の狭隘さから、仮庁舎を必要とし、その借りに多額の費用が必要であること、加えて仮庁舎は一ヶ所に集約しての確保が難しく、分散したものとなり、建設期間中に

行政サービスが著しく阻害されること、また、同一敷地内に行政棟、議会棟、警察棟の建設は形成上無理があることなどから、適地は長崎魚市跡地であるとの結論に達しました。

そのため、前知事が、平成9年第3回定例県議会での冒頭説明で、「新県庁舎の建設場所は、長崎魚市跡地が最適であるとの結論に達した。なお、建設時期、規模等については、平成12年度までの国の財政構造改革の集中改革期間後に、財政状況等を勘案しながら判断していく。」と表明したところです。

なお、その後、同議会においても質疑討論が行われましたが、特段の異論は出されていません。

また同時に記者発表も行っています。その際配布した資料は以下のとおりです。

県庁舎の建設場所として長崎魚市跡地を選定した理由（平成9年9月公表）

都市機能、社会基盤が高度に醸成されており、官公庁が周辺に集積していること。
人口集積が高いこと。また、公共交通機関（鉄道、航路、バス等）も高度に整備されていること。

行政棟、議会棟、警察棟の3棟が同一敷地に建設可能であること。なお、三角水域の一部埋め立てについては、土地の有効利用の為の整形的埋め立てであり、また埋立て相当分の緑地を県民に解放することが可能となること。

十分な駐車場が確保できること。

敷地の大部分が県有地であること。

アーバンルネッサンス構想の中での重要地域であり、構想全体の推進にも繋がると考えられること。

長崎駅と近い位置にあり、駅部の再開発の推進にも繋がると考えられること。

現在地よりの移転となるが、行政区域内での移転で、移転距離約900mと極めて近いこと。

海洋県長崎らしい海に面した明るいイメージの県庁舎建設が期待できること。

地震等の防災対策としては、必要に応じた地盤改良、構造計算等により十分な対応が可能であること。

県庁舎建設予定地の埋立事業の実施

以上のように、建設場所を定め、これを明確にした上で、建設予定地の埋立事業に着手することになりました。

具体的には、平成12年度に長崎魚市跡地埋立の環境影響評価調査等を行い、平成14年度には新たな漁港整備計画に盛り込み、県議会での関係予算の承認を得て、国の補助金を受けた国庫補助事業と県の単独事業によって、魚市跡地の整備事業の推進を図ってきました。

まず、平成15年12月に、漁港施設用地及び県庁舎用地を目的として長崎魚市跡地の公有水面埋立免許願書を長崎港港湾管理者へ提出しました。この出願に対して、平成16年3月に長崎市議会が公有水面埋立法第3条第4項の規定に基づき、県庁舎用地等を目的とする埋立に関して支障がない旨の議決を行い、この議決を受け、同年4月に長崎市長からの埋立に同意する旨の回答がありました。

その後、埋立計画の見直しに伴い、一旦、埋立出願を取り下げ、新たに公有水面埋立の出願を行うことになり、平成17年9月に公有水面埋立免許願書を長崎港港湾管理者へ提出しましたが、この出願に対しても、平成17年12月に県庁舎用地等を目的とする長崎市議会が埋立に関して支障がない旨の議決を行い、この議決を受け、同月に長崎市長から埋立に同意する旨の回答がありました。そして、平成18年2月に公有水面埋立免許を取得し、漁港整備計画に併せて庁舎建設予定地の埋立工事に着手しています。

これまで着実に事業を進めてきた結果、この埋立工事は、いよいよ平成21年度には完了する見込みとなりました。

なお、この埋立事業にかかる平成11年度から事業完了までの総事業費は、約46億円となる予定であり、平成19年度まで既に約36億円の事業費を投じてきています。

埋立事業にかかる事業費

(単位：百万円)

区 分		浦上川左岸	三角水域部	合 計
全体事業費		1,115	3,437	4,552
財 源	国 費	558	1,393	1,951
	県 費	446	1,756	2,202
	地元負担金	111	288	399
平成19年度末 執行済額		1,075	2,559	3,634



埋立工事が進む県庁舎建設予定地

これまでの県庁舎建設に向けた検討の経緯

年 月	内 容
昭和46年12月	議会に「庁舎建設特別委員会」を設置（主に議会棟を審議）
昭和49年3月	石油危機により検討を一時中止、委員会を廃止
昭和59年8月	「県庁舎建設検討委員会」を設置 （委員長：総務部長、委員：各課長）
昭和60年7月	議会運営委員会の中に小委員会を設置（主に議会棟を審議）
昭和60年10月	県行政改革大綱策定により、庁舎等の新・増設が当分の間凍結され、 「県庁舎建設検討委員会」の活動を一時中断
昭和61年12月	小委員会を廃止
平成元年3月	「長崎県県庁舎建設整備基金条例」を制定し、基金の積立を開始 （平成19年度末現在積立額 約368億円）
平成3年6月	「県庁舎建設検討委員会」の活動を再開
	雲仙普賢岳噴火災害発生
平成6年12月	「県庁舎建設委員会」を設置（委員長：副知事、委員：各部長）
	「長崎県県庁舎建設懇談会」を設置（委員長：荒木大麓 県都市計画 地方審議会会長、委員：民間有識者24名）
平成8年2月	議会に「県庁舎建設特別委員会」を設置
平成8年5月	「長崎県県庁舎建設懇談会」から「長崎県県庁舎の建設に関する提言」 が知事に提出される。
平成9年2月	「県庁舎建設特別委員会」が審議結果を定例会で委員長報告 （長崎魚市跡地を建設候補地とする意見が大勢を占める。）
平成9年9月	前知事が本会議で「総合的に検討した結果、新県庁舎の建設場所は、 長崎魚市跡地が最適であるとの結論に達した。建設時期・規模等は、 国の財政構造改革の集中改革期間後に、財政状況等を勘案して判断し ていく。」と表明
平成10年3月	知事が本会議で「建設時期、規模等については、経過及び今後の財政 状況等を踏まえて検討していく。」と答弁
平成11年2月	知事が本会議で「県庁舎の整備は、関連事業の関係から着工可能とな るのは、早くても平成19年以降と考える。着工時期については、財 政の見通し、関連事業の進捗状況を注視し、検討していく。」と表明
平成12年度	環境影響評価調査等の実施

平成14年3月	知事が本会議で「基本構想の策定は、駅周辺の整備計画が具体的に見えてきた後に策定した方が、周囲の環境により適応した構想ができる。」と答弁
平成14年6月	県庁舎建設用地の造成を漁港整備計画に盛り込む
平成15年12月	長崎港港湾管理者に対し、県庁舎用地等を目的とした長崎魚市跡地の公有水面免許願書を提出
平成16年3月	長崎市議会で、県庁舎用地等を目的とした長崎魚市跡地の公有水面免許出願に関して「支障ない旨の意見」を議決。同年4月、長崎市長より埋立同意の回答
平成16年10月	県庁舎本館、第1別館の耐震診断調査を実施
平成17年9月	計画見直しに伴い前出願を取り下げ(平成17年4月)、長崎港港湾管理者に対し、県庁舎用地等を目的とした新たな長崎魚市跡地の公有水面免許願書を提出
平成17年12月	長崎市議会で、県庁舎用地等を目的とした長崎魚市跡地の公有水面免許出願に関して「支障ない旨の意見」を議決。同月、長崎市長より埋立同意の回答
平成18年2月	長崎港港湾管理者から、県庁舎用地等を目的とした長崎魚市跡地の公有水面免許を取得
平成18年9月	知事が本会議で「新県庁舎建設の基本構想については、現在、魚市跡地に接する駅周辺の一部の事業においては、計画決定の時期が示されているが、新幹線を含めた全体的な計画が、未だ具体的に見えておらず、それが見えてきた後に基本構想を策定した方がよいと考えている。」と答弁
平成19年6月	知事が本会議で「これからの県庁舎のあり方等を改めて検討するための組織を設け、検討を進めたい。」と答弁
平成19年11月	「県庁舎整備検討委員会」を設置 (委員長：副知事、委員：関係部局長)
平成20年1月	警察本部棟の耐震診断調査を実施
平成20年2月	「県庁舎整備に関する基本的な方向」を公表
平成20年5月	「庁舎整備構想検討委員会」を設置 (委員長：副知事、委員：関係部局長)